

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 18 日  
第 1 2 8 8 5 号 (金曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 ( 同 )	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 ( 同 )	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 ( 同 )	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 ( 同 )	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 ( 同 )	2
○生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 ( 同 )	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 ( 同 )	3
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	3
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 ( 同 )	3
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	4
○牛の結核病の検査の実施 (農業安全課)	5
○牛のブルセラ病の検査の実施 ( 同 )	6
○牛のヨーネ病の検査の実施 ( 同 )	6
○牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 ( 同 )	6
○牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施 ( 同 )	7
○豚のオーエスキー病の検査の実施 ( 同 )	7
○豚の豚流行性下痢の検査の実施 ( 同 )	7
○豚の伝染性胃腸炎の検査の実施 ( 同 )	8
○豚の豚コレラの検査の実施 ( 同 )	8
○豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査の実施 ( 同 )	8
○家きんの高病原性鳥インフルエンザの検査の実施 ( 同 )	9
○馬の馬伝染性貧血の検査の実施 ( 同 )	9
○蜜蜂の腐蛆病の検査の実施 ( 同 )	9
○保安林の指定予定 (森林管理課)	10
○県道の区域の変更 (道路整備課)	10
○県道の供用の開始 ( 同 )	10
○都市計画の変更 (都市計画課)	11
○都市計画事業の認可 ( 同 )	11
○犀川緑地の区域の変更 (公園緑地課)	11
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	11
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	12
○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	21
○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	21
○基本測量終了公告 (監理課)	21
○公共測量終了公告 ( 同 )	22
○都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課)	22
選挙管理委員会	
○政治団体の収支報告書 (平成26年分) の訂正願の要旨の公表	22

## 告 示

### 石川県告示第118号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団渋谷会 渋谷医院	加賀市松が丘1丁目7番地31	平成28年2月1日

**石川県告示第119号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団渋谷会 渋谷医院	加賀市松が丘1丁目7番地31	平成28年2月1日

**石川県告示第120号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
渋谷医院	加賀市松が丘1丁目7番地31	平成28年1月31日

**石川県告示第121号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
渋谷医院	加賀市松が丘1丁目7番地31	平成28年1月31日

**石川県告示第122号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社中森全快堂	野々市市新庄5丁目103	中森全快堂野々市市役 所前薬局	野々市市藤平田1丁目 384-2	平成28年 3月3日

**石川県告示第123号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社中森全快堂	野々市市新庄5丁目103	中森全快堂野々市市役所前薬局	野々市市藤平田1丁目384-2	平成28年3月3日

**石川県告示第124号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
大谷内 幹雄(能登代替接骨院)	鳳珠郡能登町合鹿6-34	平成28年2月29日

**石川県告示第125号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
大谷内 幹雄(能登代替接骨院)	鳳珠郡能登町合鹿6-34	平成28年2月29日

**石川県告示第126号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	指定年月日
外 科	芳 珠 記 念 病 院	能美市緑が丘11-71	新保 敏史	平成28年3月3日
外 科	公 立 宇 出 津 総 合 病 院	能都町字宇出津夕字97番地	長谷川 啓	〃

**石川県告示第127号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所 在 地	医師氏名	辞退年月日
内 科	加 賀 市 民 病 院	加賀市大聖寺八間道65	北本 英子	平成27年12月31日

**石川県告示第128号**

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課用度係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月18日
- 4 落札者の名称及び所在地  
太平ビルサービス株式会社  
金沢市南町2番1号
- 5 落札金額  
77,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年1月8日

- 
- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
    - (1) 放射線治療システムアップグレード 一式 購入
    - (2) 全自動迅速細菌検査システム 一式 購入
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課用度係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
  - 3 落札者を決定した日  
平成28年2月22日
  - 4 落札者の名称及び所在地
    - 1(1) 富木医療器株式会社  
金沢市問屋町2丁目46番地
    - 1(2) 株式会社ファイネス金沢支店  
金沢市大浦町ハ55番地
  - 5 落札金額
    - 1(1) 61,560,000円
    - 1(2) 25,920,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年1月12日

#### 石川県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
小 松 市	小松都市計画下水道事業小松公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 平成33年3月31日まで
白 山 市	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (千代野処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和51年2月17日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (松任中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和54年9月10日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (松任南部処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年11月30日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (松任西南部処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月12日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (鶴来処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和56年12月16日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水 道（梯川処理区）関連白山市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成3年3月29日から 平成32年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水 道（犀川左岸処理区）関連白山市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成7年10月24日から 平成32年3月31日まで
	能 美 市	能美都市計画下水道事業能美市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし

### 石川県告示第130号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核病の検査を次のとおり実施する。  
平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的  
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛

## 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

**石川県告示第131号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛

## 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

**石川県告示第132号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第1号から第4号までに掲げる牛

## 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

**石川県告示第133号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予察のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年6月1日から同年11月30日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第134号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

## 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

**石川県告示第135号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第136号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚流行性下痢の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（抗体保有状況の把握）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外導入豚及び実施区域内で飼養されている肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第137号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の伝染性胃腸炎の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（抗体保有状況の把握）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外導入豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第138号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚コレラの検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第139号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（抗体保有状況の把握）のため

## 2 実施する区域及び期日



区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

## 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

**石川県告示第140号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予察のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

## 4 検査の方法

血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）及びウイルス分離検査

**石川県告示第141号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬の馬伝染性貧血の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬

## 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

**石川県告示第142号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蝕病<sup>ミ</sup>の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

## 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施区域内で飼養されている蜜蜂全群
- 4 検査の方法  
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

### 石川県告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。  
平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
羽咋郡志賀町入釜口33、35から37まで、38の甲、38の乙、ニ8から13まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。  
なお、その関係図面は、平成28年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。  
平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
七尾鳥屋線	下記区間を道路区域に編入する。				中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市白馬町ホ20番1地先から 七尾市東三階町ム3番1地先まで		19.20～91.25	963.3	

### 石川県告示第145号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成28年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。  
平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾鳥屋線	七尾市白馬町ホ20番1地先から 七尾市東三階町ム3番1地先まで	平成28年3月19日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

**石川県告示第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
志賀都市計画道路 3・5・1号甘田直海線 (旧3・4・1号甘田直海線)	羽咋郡志賀町末吉、清水今江、堀松、矢蔵谷、大笹、牛ヶ首、米町、松木、釈迦堂及び直海の各一部	石川県土木部都市計画課及び志賀町まち整備課

**石川県告示第147号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
志賀町	志賀都市計画道路事業 3・5・4号 高浜東部団地線	(1) 収用の部分 羽咋郡志賀町高浜町ヤ及び高浜町ク地内 (2) 使用の部分 なし	平成28年3月18日から 平成29年3月31日まで

**石川県告示第148号**

石川県都市公園条例（昭和39年石川県条例第59号）第2条第2項の犀川緑地の区域を次のとおり変更する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の内容	区 域	供用開始の日
金沢市法島町、城南一丁目及び城南二丁目の一部を追加し、城南一丁目の一部を除外する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び県央土木総合事務所において縦覧に供する。)	平成28年3月21日

**石川県告示第149号**

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の河北郡の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

**公 告**

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バローショッピングセンター金沢大桑(Aゾーン)

金沢市大桑三丁目114番ほか48筆

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) バローショッピングセンター金沢大桑(Aゾーン)

金沢市大桑第三地区土地区画整理事業地内

(変更後) バローショッピングセンター金沢大桑(Aゾーン)

金沢市大桑三丁目114番ほか48筆

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

ほか1者

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか4者

## 3 変更の年月日

2(1)においては、平成21年4月18日

2(2)(3)においては、平成27年10月1日

## 4 変更する理由

2(1)においては、土地区画整理事業終了による地番表示の変更のため

2(2)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(3)においては、小売業者変更のため

## 5 届出年月日

平成28年3月2日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

---

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バローショッピングセンター金沢大桑 (Bゾーン)  
金沢市大桑三丁目176番ほか15筆
  - 2 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) バローショッピングセンター金沢大桑 (Bゾーン)  
金沢市大桑第三地区土地区画整理事業地内  
(変更後) バローショッピングセンター金沢大桑 (Bゾーン)  
金沢市大桑三丁目176番ほか15筆
    - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町270番地の1  
(変更後) 株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
    - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社いまじん  
代表取締役 榎本 計介  
愛知県西春日井郡豊山町豊場神戸100  
ほか1者  
(変更後) 株式会社勝木書店  
代表取締役 勝木 伸俊  
福井県福井市中央一丁目4番18号  
ほか1者
  - 3 変更の年月日  
2(1)においては、平成21年4月18日  
2(2)(3)においては、平成27年10月1日
  - 4 変更する理由  
2(1)においては、土地区画整理事業終了による地番表示の変更のため  
2(2)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため  
2(3)においては、小売業者変更のため
  - 5 届出年月日  
平成28年3月2日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
  - 7 届出等の縦覧期間  
平成28年3月18日から同年7月19日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー木曳野ショッピングセンター

金沢市木曳野一丁目215番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

ほか2者

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

3 変更の年月日

平成27年10月1日

4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー金沢ゆいの里店

金沢市三池新町18番ほか16筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

ほか1者

(変更後)株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

3 変更の年月日

平成27年10月1日

4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー金沢元町ショッピングセンター

金沢市元町二丁目17番地30

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

(変更後)株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町270番地の1

(変更後)株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

3 変更の年月日

平成27年10月1日

4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

## 3 変更の年月日

平成27年10月1日

## 4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

## 5 届出年月日

平成28年3月2日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課

## 7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー小松東ショッピングセンター (Aゾーン)

小松市若杉町101

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー



- 代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
(変更後)株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
(変更後)株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県多治見市大針町661番地の1
- 3 変更の年月日  
平成27年10月1日
- 4 変更する理由  
2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため  
2(2)においては、小売業者変更のため
- 5 届出年月日  
平成28年3月2日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成28年3月18日から同年7月19日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー羽咋店  
羽咋市鶴多町五石高21
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町270番地の1  
(変更後)株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町270番地の1  
ほか2者  
(変更後)株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県多治見市大針町661番地の1  
ほか1者

- 3 変更の年月日  
平成27年10月1日
  - 4 変更する理由  
2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため  
2(2)においては、小売業者変更のため
  - 5 届出年月日  
平成28年3月2日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市産業建設部商工観光課
  - 7 届出等の縦覧期間  
平成28年3月18日から同年7月19日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー松任店、ホームプラザナフコ相木店  
白山市相木二丁目15番地1
  - 2 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
(変更後) 株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1
    - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
ほか1者  
(変更後) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県多治見市大針町661番地の1  
ほか2者
  - 3 変更の年月日  
平成27年10月1日
  - 4 変更する理由  
2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため  
2(2)においては、小売業者変更のため
  - 5 届出年月日  
平成28年3月2日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
  - 7 届出等の縦覧期間  
平成28年3月18日から同年7月19日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー松任東店  
白山市番匠町43番地ほか28筆  
野々市市郷町198番地ほか2筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県恵那市大井町180番地の1

ほか2者

(変更後) 株式会社バロー  
代表取締役 田代 正美  
岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか2者

3 変更の年月日

平成27年10月1日

4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター、白山市産業部商工課及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー押越店  
野々市市押越一丁目199番地ほか44筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

3 変更の年月日

平成27年10月1日

4 変更する理由

2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため

2(2)においては、小売業者変更のため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月18日から同年7月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー野々市店

野々市市横宮33-1ほか11筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

- 3 変更の年月日  
平成27年10月1日
- 4 変更する理由  
2(1)においては、会社分割による持株会社制移行に伴い、商号が変更となるため  
2(2)においては、小売業者変更のため
- 5 届出年月日  
平成28年3月2日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成28年3月18日から同年7月19日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年7月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	東馬場地区	平成28年3月10日

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年1月12日公表）の一部を平成28年3月11日に変更したので、次のとおり公表する。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更項目	変更前	変更後
第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(5) ずわいがに 平成27年7月から平成28年6月まで 340トン	(5) ずわいがに 平成27年7月から平成28年6月まで 385トン
第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(4) するめいか 平成28年4月から平成29年3月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	(4) するめいか 平成28年4月から平成29年3月まで 若干

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 ( 国 土 調 査 に 伴 う 基 準 点 測 量 )	平成27年7月1日から 平成28年2月24日まで	加賀市、羽咋郡志賀町
基 本 測 量 ( 水 準 測 量 )	平成27年7月1日から 平成28年2月24日まで	金沢市、小松市、白山市、能美市、野々 市市、能美郡川北町、河北郡津幡町
基 本 測 量 ( 電 子 基 準 点 現 地 調 査 )	平成27年7月1日から 平成28年2月24日まで	小松市、白山市

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 ( 航 空 レ ー ザ 測 量 )	平成27年9月30日から 平成28年2月19日まで	白山市、能美市、能美郡川北町

## 都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成28年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
白山都市計画道路事業 3・5・28号千代尼線	石 川 県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 白山市徳丸町、布市一丁目、布市二 丁目及び乾町地内 (2) 使用の部分 なし

## 選 挙 管 理 委 員 会

## 石川県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成26年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年3月18日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県防衛支部
- 2 訂正した収支報告書 平成27年3月2日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
2 支出総額	30,220円	29,700円
3 翌年への繰越額	94,264円	94,784円
5 支出の内訳中		
政治活動費	30,220円	29,700円
その他経費	520円	削 除

4 訂正願受理年月日 平成28年 3 月 1 日

